

令和 6 年度
(2024年度)

社会教育の重点



城陽市教育委員会

目 次

(前文)	1
------	---

生涯学習社会の実現

1 生涯学習の振興	2
2 現代的課題に関する学習活動の推進	2
3 社会教育関係団体などとの連携・協力	3
4 社会教育施設等の総合的な活用	3

人権教育の推進

一人ひとりの尊厳を大切にする人権教育と多様な学習活動の推進	4
-------------------------------	---

家庭・地域社会の教育力の向上

1 家庭の教育力の向上	5
2 地域社会の教育力の向上	6

文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の振興

1 文化芸術活動の促進	7
2 文化財の保存と活用	7
3 スポーツ・レクリエーション活動の推進	7

（前文）

今日、わが国では、国際化、高度情報化、少子高齢化が急速に進み、それに伴う価値観の多様化やライフスタイルの変化、さらには、家庭を含めた地域社会における人間関係の希薄化がみられ、社会教育が取り組むべき現代的課題は、多岐にわたっている。

本市では、『“笑顔輝く”愛着と創造力を育むまちづくり』を教育の基本理念とし、『社会がどのように変化しても、多様な人々とのつながりを保ちながら持続可能な社会を創造していくまちづくり』を社会教育の基本理念とする。そのために文化の振興と歴史や伝統の保存・継承がされ、生涯を通じ、市民が自ら学び相互に学び合うことで、生活の向上・充実につながるとともに、スポーツ・レクリエーションを楽しみ、心身ともに健やかな市民が育つ社会の形成を目指している。

そのため、「第2次城陽市生涯学習推進計画」及び「第2次城陽市文化芸術振興計画」に基づき、市民がライフステージに応じて自発的に学習に取り組むことができる機会と場の提供を図ることとしている。

以上のことを踏まえて、社会教育の出発点である家庭の教育力の向上はもとより、個人の尊厳と人権が尊重され、多様な在り方を相互に認め合える社会の実現に向け、学校、家庭、地域社会が相互に連携を深め、青少年の健全育成や安心・安全な地域づくりを推進するため、以下の重点に沿って本市社会教育の充実を図るものとする。

生涯学習社会の実現

1 生涯学習の振興

市民が心豊かで充実した生活を営むために、様々な方法で、生涯にわたる多様な学習活動を主体的に行えるよう、幅広い分野を視野に入れた生涯学習事業の計画的な推進を図る。

- ① 「第2次城陽市生涯学習推進計画」の趣旨を踏まえ、社会教育と学校教育との連携を強化し、学校などを社会教育活動の場として積極的に活用し、ライフステージに応じた学習機会のさらなる充実を図る。
- ② 市民の自発的な学習活動を支援するため、学習情報の提供や市民参加の取組に努める。
- ③ 市民の多様な学習ニーズに対応するため、社会教育・学校教育・市内の生涯学習関連機関・その他の行政機関などとの連携・協力により、地域の特性を生かした生涯学習の展開に努める。
- ④ 城陽市民大学実施にあたっては、企画推進委員会を設け、市民のニーズに合った生涯学習事業となるよう努めるとともに、より一層内容の充実を図る。
- ⑤ ボランティア活動やサークル活動に対する理解を深めるため、研修の充実を図るとともに、情報提供や相談に応じるため、関係機関との連携を図る。

2 現代的課題に関する学習活動の推進

国際理解、環境、情報、防災などの現代的課題に関して、市民の自発的な学習活動を積極的に支援する。

- ① 国際理解のための学習活動を推進するとともに、様々な関係団体とのネットワーク作りに努める。
- ② 感染症防止対策をはじめ、持続可能な社会の形成や防災・減災の観点から、環境問題や災害・感染症の歴史等についての学習活動を推進する。
- ③ 社会のICT化進展による功罪を正しく理解した上で、その有用性を活用できるよう啓発に努める。
- ④ 女性の活躍を推進するため、「城陽市男女共同参画計画ーさんさんプラン」の趣旨を踏まえ、男女共同参画に関する学習活動を推進する。
- ⑤ 高齢者がうるおいと生きがいを感じることで生活が送れるよう学習機会を提供し、地域活動など社会参加活動の促進に努める。
- ⑥ 障がいのある人が社会の一員として、より充実した生活を営むことができるよう、様々な場面において合理的配慮がなされた学習機会を提供する。また、市民一人ひとりが障がいに関する正しい知識と認識を深めることで、共に助け合い、学び合う学習活動を推進する。

3 社会教育関係団体などとの連携・協力

市民の相互理解を深め、学びが循環する地域社会の形成を図る上で社会教育関係団体などの果たす役割は重要である。そのためには団体の自主性を尊重しながらその活動の活性化の促進に努めるとともに、より一層の連携・協力を進める。

- ① 団体が主体的に活動できるよう必要な情報提供と相談への適切な対応に努める。
- ② 団体やサークルの指導者養成のための研修の充実を図る。
- ③ 地域社会の形成を図る団体の育成を推進する。
- ④ 社会教育活動の振興を図るため、全関係団体に対し、各団体との連携・協力を意識した活動の促進を図る。

4 社会教育施設等の総合的な活用

生涯学習を推進するため、社会教育施設等の機能の充実に努めるとともに、学校と連携し、学校教育施設の有効利用を図る。

- ① 社会教育施設等における生涯学習事業を推進するため、文化パーク城陽をはじめ、コミュニティセンター、公民館、総合運動公園等との連携に努める。
- ② 城陽市立図書館及び各コミュニティセンターの図書室は、生涯学習や情報提供の拠点として市民の読書活動などの利便性向上に努め、市民の学習ニーズに合った視聴覚資料の提供に努める。
- ③ 学校教育施設等を利用して、地域における自主的な活動を支援し、多世代に届く事業や世代間交流事業の充実を図る。
- ④ 歴史民俗資料館は、JOYOエコミュージアム事業のコア施設として市域の歴史や文化に関する資料の収集・調査・研究と情報提供を行い、市民一人ひとりの城陽市への誇りと愛着を育てることに努める。



人権教育の推進

一人ひとりの尊厳を大切にする人権教育と多様な学習活動の推進

一人ひとりの尊厳と人権が尊重される社会の実現に向け、生涯にわたり、あらゆる場や機会を通じ、人権尊重の理念や同和問題など様々な人権問題について、正しい理解と認識を深めるとともに、自己実現と共生社会の実現につながる自発的な学習活動の取組を推進する。

- ① 生涯学習の視点に立って、生命の尊さ、個性の尊重、他人との共生など人権尊重の理念や、同和問題をはじめ、情報化社会の中で多様化・複雑化する人権問題について、正しい理解と認識を深める学習機会の拡充を図る。
- ② 学校、家庭、地域社会、職場など身近な生活の場において、人権意識の向上に努め、人権尊重を日常生活の習慣として身に付け実践できる態度をはぐくみ、いたわりと思いやりのある寛容な社会の形成を目指す。
- ③ いじめ・虐待・体罰、育児放棄、子どもの貧困等について社会総がかりで取り組むために、学校、家庭、地域社会及び関係機関・団体などが連携・協働した取組を推進する。
- ④ 様々な人々との交流による人権尊重の心を培う機会として、青少年を対象とするボランティア活動や自然体験活動など多様な体験活動の充実を図る。
- ⑤ 社会情勢の変化に伴い多様化・複雑化する人権問題の解決に向けて学習活動の活性化を図るため、社会教育が果たすべき役割の重要性を認識し、社会教育関係職員及び社会教育関係団体指導者の資質向上に努める。
- ⑥ 人権問題の学習活動を効果的に推進するため、学校、家庭、地域社会及び関係機関・団体などと連携・協働した総合的な取組を推進する。

家庭・地域社会の教育力の向上

1 家庭の教育力の向上

家庭教育はすべての教育の出発点である。子どもの健全な成長をはぐくむため、家庭教育の充実を図るとともに、学校、地域社会及び関係機関と連携・協働しながら家庭の教育力の向上を図る。

- ① いのちを大切にする心、優しさや思いやりなどの豊かな心をはぐくむ家庭の教育力を高めるために、学習・交流の機会の充実を図る。
- ② 子どもの心身の健康と豊かな人間性をはぐくむため、食育や食習慣の大切さを学ぶ機会の充実に努める。
- ③ 子どもが読書に親しみ、生涯にわたる読書習慣を身に付けるために、家庭において乳幼児期から本に親しむ機会が提供されるよう、読書の重要性について理解の促進を図る。
- ④ 就学前の子どもを持つ親の子育ての悩みや不安をやわらげ、親同士のつながりを促進する「親のための応援塾」の支援や学習資料の提供など身近な場での交流や学習機会の充実を図る。
- ⑤ 子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を進めるため、家庭教育に関する資料等を活用し、学習活動の充実を図るとともに、親やこれに準ずる人の役割や協力の重要性についての理解を促進する。
- ⑥ 家庭教育に関する研修会やPTA活動などへの積極的な参加を促進するとともに、子育ての悩みや不安に対応するため、学校、地域社会、関係機関（地域子育て支援センター・幼児教育センター・男女共同参画支援センター・家庭児童相談室等）及び関係団体との連携を図り、支援体制の情報提供に努める。



2 地域社会の教育力の向上

地域の人々の連携を図り、誰もが地域での様々な学習・体験ができる機会を拡充し、その活動を通して、地域の様々な人たちが交流を深め、誰もが、安心・安全に暮らせる地域づくりを推進する。

- ① 地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、子どもを包み込む持続可能な地域づくりを目指した地域学校協働活動の充実を図る。
- ② 青少年が地域の一員として積極的に社会参加ができるよう、地域における文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動を推進する。
- ③ 青少年を活動の企画段階から参画させることにより、自主性・創造性などを育てるとともに、コーディネーターの資質向上を図り、リーダーの養成に努める。
- ④ 「城陽市子どもの読書活動推進計画（第二次推進計画）」の趣旨を踏まえ、生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるよう、図書館や学校と連携を図りながら、子どもの読書活動を推進する。
- ⑤ 保護者等を対象とした大麻などの薬物乱用の防止・根絶やインターネットにおけるいじめ・有害情報対策のための啓発資料を活用した研修の充実と、子どもの健全育成に向け青少年関係団体などの地域の関係者が参画するネットワークの充実による地域全体で子どもを包み込みはぐくむ環境づくりを推進する。
- ⑥ 子どもからシニア世代まで、地域の人々の絆を強め、安心・安全に暮らせる地域づくりを進めるとともに、地域住民のボランティア活動の充実と参加の促進に努める。
- ⑦ シニア世代の豊かな知恵や経験・知識・技能を地域に生かすための学習機会の充実を図るとともに、シニア世代が地域の担い手として活躍することができる場の提供に努める。



文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の振興

1 文化芸術活動の促進

「第2次城陽市文化芸術振興計画」に基づき、市民の健やかなこころ、豊かな文化をはぐくむまちづくりを目指し、文化的な生活環境の整備・創出、市民文化の創造と交流、地域における文化芸術活動の振興に努める。

- ① 伝統文化の保存・継承、芸術の鑑賞や創作活動など、地域における多様な文化芸術活動の促進を図る。
- ② 市内で活動する指導者の発掘などによる組織の育成と文化芸術活動に関する情報提供に努める。
- ③ 文化芸術協会を中心にして、文化団体や個人が共同して文化の創造と交流ができるよう連携の強化に努める。
- ④ 文化団体などとの協働により、市民の文化芸術活動の一層の促進を図る。

2 文化財の保存と活用

先人が遺した貴重な文化財は、城陽の歴史・文化を考える上で欠くことができない資料であり、市民共有の財産として積極的に保存と活用を図り、市民生活の文化的向上に役立てることに努める。

- ① 「城陽市文化財保護条例」の趣旨に沿って、郷土の文化財を計画的に調査し、所有者などの理解と協力を得て保存・活用を図る。
- ② 歴史民俗資料館が文化財の保存と活用に中心的役割を果たすよう、その機能の充実を図る。
- ③ 広く市民の間に文化財愛護の心を育て、文化財を次代へ引き継ぐため、ボランティアの育成や啓発に努める。

3 スポーツ・レクリエーション活動の推進

健康で生きがいを持って暮らせる社会づくりに向け、市民が生涯にわたってスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現に努める。

- ① スポーツ協会などの団体や学校・地域との連携を図り、市民が「いつでも」、「どこでも」、「いつまでも」取り組める生涯スポーツ・レクリエーション活動を推進する。
- ② 子どもたちが、幼児期から家庭や地域などで外遊びやスポーツに親しみ、身体を動かす楽しさを味わうことのできる環境づくりに努める。
- ③ 市民のスポーツニーズに対応するため、スポーツ推進委員とともに各種スポーツ関係団体などにおけるスポーツ活動の企画を行う。また、運営者・指導者・ボランティアなどの育成に努める。

